

## 入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 令和5年度単価契約物品（凍結防止剤（塩化ナトリウム）） 25,000袋
- (2) 調達件名の特質等 令和5年度岩手県凍結防止剤（塩化ナトリウム）購入仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和5年11月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 納入場所 原則として下表の各除雪ステーションとするが、担当職員が下記以外の場所を指示した場合は、その指示に従うものとし、その引渡し方法は、車上渡しとする。

NO	名称	所在地	連絡場所
1	大船渡1	大船渡市猪川町字前田地内（合同庁舎車庫）	大船渡土木センター
2	大船渡2	大船渡市猪川町 （建設業者車庫（予定））	道路整備課 道路環境チーム
3	大船渡3	大船渡市大船渡町 （建設業者車庫（予定））	0192-27-9932
4	大船渡4	大船渡市末崎町 （建設業者車庫（予定））	
5	陸前高田	陸前高田市竹駒町 （建設業者車庫（予定））	
6	住田1	気仙郡住田町上有住 （建設業者車庫（予定））	
7	住田2	気仙郡住田町世田米字小股地内 （県除雪車庫）	
8	住田3	気仙郡住田町世田米 （建設業者車庫（予定））	

### 2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を有し、令和5・6・7年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 岩手県内に本社（本店）を有する者又は岩手県外に本社（本店）を有しているが、岩手県内に支店等を有しており、その支店等が(3)の資格を有している者であること。
- (5) 入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止措置基準（平成12年3月30日制定）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

### 3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、仕様審査等に必要書類として、次の書類を令和5年9月29日（金）正午までに13(2)の場所に1部提出しなければならない。

#### ア 入札参加申請書

別添様式により提出すること。

#### イ 仕様書

- ① 当該購入物品仕様書の内容が網羅されていること。

② 当該購入物品の製造メーカー及び規格等が明示されていること。

③ 当該購入物品のカタログを添付すること。

#### ウ 材料承諾書

① 別添様式により提出すること。

② 公的試験機関において今年度を実施証明された品質試験成績書を添付すること。

③ 材料見本を添付すること。

#### エ 定価見積書

① 別添様式により提出すること。

② 定価については、調達物品及び搬入費用を含み、消費税及び地方消費税を除いた金額とすること。

なお、メーカー希望小売価格が存在しない場合は、その旨を記載するとともに、店頭価格又は実売価格を記載すること。

(2) (1)の書類を提出した者は、入札日の前日までの間において当該申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 提出された書類は、岩手県において審査するものとする。

なお、書類等の補足、補正等は認めるが、令和5年10月4日（水）正午までとする。

(4) 審査結果は、令和5年10月10日（火）までに電話又はFAXにより通知する。

### 4 入札の方法等

(1) 1の品目について、1袋当たりの単価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、少数点第4位までとし、第5位以降の端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(2) 入札書は、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。

(3) 郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

(4) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印を押印しなければならない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

### 5 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時 令和5年10月13日（金）13時30分

(2) 場所 大船渡地区合同庁舎2階第1会議室（岩手県大船渡市猪川町字前田6番地1）

### 6 入札保証金

免除

### 7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

(1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書

(2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書

(3) 指定の日時まで指定の場所に到達しなかった入札書

(4) 記名押印のない入札書

(5) 入札金額を訂正した入札書

(6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書

- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札書
- (9) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

## 8 入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示し、押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の職・氏名及び印）
- (3) あて名は、「沿岸広域振興局長」とする。
- (4) 入札金額（単価）
- (5) 件名

## 9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則第100条（平成4年岩手県規則第21号）の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

## 10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いがいない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

## 11 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。入札執行回数は3回を限度とし、この限度内において落札者がいない場合は、入札を打ち切ることとする。

## 12 契約に関する事項

- (1) 落札者は、契約保証金として契約金額に1(1)の表中の見込数量を乗じて得た金額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
  - イ 落札者が過去2年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを2件分以上提出したとき。
- (2) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (3) 契約書に係る条項は、別添契約書（案）のとおりとする。
- (4) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

## 13 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は

契約の相手方が負担するものとする。

(2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

沿岸広域振興局大船渡審査指導監

〒022-8502 岩手県大船渡市猪川町字前田 6 番地 1 電話0192-22-9387

(3) 仕様書に関する照会先

沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

〒022-8502 岩手県大船渡市猪川町字前田 6 番地 1 電話0192-27-9919